

太宰府市いじめ防止基本方針

平成30年4月改定

太宰府市教育委員会

目 次

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1章 『太宰府市いじめ防止基本方針』策定の意義 | 1 |
| 第2章 いじめの定義及びいじめの防止等に関する基本的な考え方 | 1 |
| 1 いじめの定義 | 1 |
| 2 いじめの対応の留意点 | 1 |
| (1) 好意から行った行為に起因する事案 | |
| (2) 暴力を伴わないいじめ | |
| (3) けんかやふざけ合いのとらえ | |
| (4) いじめられていることを表出できない児童生徒への配慮等 | |
| 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 | 2 |
| (1) 充実、推進を図るべき取組 | |
| (2) 被害児童生徒への構え | |
| (3) 取組の主体 | |
| (4) 学校・家庭・地域(市民)及び関係機関の連携・協力 | |
| (5) 児童生徒への支援・指導 | |
| 4 いじめの防止等に向けた役割と責任 | 3 |
| (1) 太宰府市 | |
| (2) 学校 | |
| (3) 保護者 | |
| (4) 児童生徒 | |
| (5) 地域(市民)及び関係機関 | |
| 第3章 いじめの防止等のために太宰府市が実施する施策 | 4 |
| 1 「市いじめ防止基本方針」の策定 | 4 |
| (1) 「市いじめ防止基本方針」 | |
| (2) PDCAサイクルによる点検 | |
| (3) 公開 | |
| 2 いじめ防止等のための組織等の設置 | 5 |
| (1) 「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」の設置 | |

| | |
|---|----------|
| (2) 重大事態の対処の際の「サポート委員会」の設置 | |
| (3) 「太宰府市いじめ問題再調査委員会」の設置 | |
| 3 いじめ防止対策推進法に基づく学校の実態・取組状況の把握と学校支援 | 5 |
| (1) 月例報告及びアンケートの活用 | |
| (2) 「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」の開催による情報共有と連携強化 | |
| 4 学校における組織等の設置に対する支援 | 6 |
| 5 いじめを生まない教育活動の推進 | 6 |
| 6 いじめの早期発見 | 6 |
| (1) 手引及びアンケートの活用 | |
| (2) 報告体制の整備 | |
| 7 いじめの早期対応 | 6 |
| (1) 組織的指導体制の整備等 | |
| (2) インターネット上のいじめへの対応 | |
| (3) 毅然とした組織的な指導の徹底 | |
| (4) 支援チームの派遣等 | |
| 8 児童生徒理解と教育相談体制の整備 | 7 |
| (1) 学校の相談機能の向上 | |
| (2) 通報及び相談を受ける体制の整備 | |
| 9 教職員研修の充実 | 7 |
| (1) 校内研修の充実 | 7 |
| (2) 市主催研修の充実 | |
| 10 家庭・地域等への働きかけ | 8 |
| (1) 啓発活動の推進 | |
| (2) 関係団体等との連携 | |
| 11 適切な学校評価・教員評価 | 8 |
| (1) 学校評価のとらえ方 | |
| (2) 学校評価への指導の観点 | |
| 第4章 いじめの防止等のために太宰府市立小中学校が実施すべき事項 | 8 |
| 1 法律に基づき学校が実施すべき事項の整理 | 9 |

| | | |
|------------|---|-----------|
| 2 | 「学校いじめ防止基本方針」の策定 | 9 |
| 3 | いじめ防止等のための学校の組織づくり | 10 |
| | (1) 組織づくりの基本的な考え方 | |
| | (2) いじめの防止等に対する中核としての「校内いじめ防止対策委員会」等の役割 | |
| 4 | 学校の取組状況の評価 | 11 |
| 5 | 関係機関との連携 | 11 |
| 6 | 学校の取組 | 11 |
| | (1) いじめを生まない教育活動の推進 | |
| | (2) いじめの早期発見 | |
| | (3) いじめの早期対応 | |
| | (4) 児童生徒理解と教育相談体制の整備 | |
| | (5) 教職員研修の充実 | |
| | (6) 家庭・地域等への働きかけ | |
| | (7) 適切な学校評価・教員評価 | |
| | (8) いじめの解消 | |
| 第5章 | 重大事態への対処 | 15 |
| 1 | 重大事態の意味 | 15 |
| 2 | 重大事態の対処として実施すべき事項 | 15 |
| | (1) 市が実施すべき事項 | |
| | (2) 学校が実施すべき事項 | |
| 3 | 重大事態の報告 | 16 |
| 4 | 重大事態についての調査の趣旨及び調査を行うための組織 | 16 |
| | (1) 市教育委員会における組織 | |
| | (2) 調査を行うための組織 | |
| 5 | 事実関係を明確にするための調査の実施 | 17 |
| | (1) 被害児童生徒から聴き取りが可能な場合 | |
| | (2) 被害児童生徒から聴き取りが不可能な場合 | |
| | (3) 自殺という事態が起こった際の背景調査とその留意事項 | |
| 6 | 事案の重大性を踏まえた対応 | 19 |

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 7 | 調査結果の提供及び報告 | 19 |
| | (1) 被害児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 | |
| | (2) 調査結果の報告 | |
| 8 | 調査結果を受けた再調査及び措置 | 20 |
| | (1) 再調査について（市長部局に附属機関を設置して行う再調査） | |
| | (2) 再調査を踏まえた措置等 | |
| | ○太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会規則 | 21 |
| | ○太宰府市いじめ問題再調査委員会規則 | 23 |

太宰府市いじめ防止基本方針

第1章 『太宰府市いじめ防止基本方針』策定の意義

いじめは、児童生徒の心や体を深く傷つける、重大な人権の害行為である。全ての児童生徒の健やかな心と体の成長を願い、導いていくためには、全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体でつくっていくことが求められる。

よって、学校・家庭・地域にあっては、児童生徒の絆づくりや一人ひとりの居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決のために、取組を進めていかなければならない。

そこで、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下法という）」の趣旨を踏まえ、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月、最終改定 平成29年3月）及び「福岡県いじめ防止基本方針」（平成26年3月、最終改定 平成30年2月）を参酌し、太宰府市におけるいじめの防止等（いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見、いじめへの早期対応及び継続的指導）のための対策を体系的かつ計画的に推進するために、「太宰府市いじめ防止基本方針」を策定する。

「太宰府市いじめ防止基本方針」は、法により規定されたいじめの防止等及び解決を図るための基本事項を定め、太宰府市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現をめざすことを意図して策定したものである。

第2章 いじめの定義及びいじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条のとおり、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの対応の留意点

（1）好意から行った行為に起因する事案

好意から行った行為が相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、す

ぐに加害者が謝罪し、児童生徒双方が良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめであるにとらえ、事案を市教育委員会に報告するとともに、校内いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

(2) 暴力を伴わないいじめ

「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得るといふ認識を持つこと。

(3) けんかやふざけ合いのとらえ

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

(4) いじめられていることを表出できない児童生徒への配慮等

心理的・物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出することができない者がいることも理解した上で、いじめの定義を理解する必要があること。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等に当たっては、以下のような基本的な考え方に立つ。

(1) 充実、推進を図るべき取組

いじめの防止等については、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実を図っていく。

(2) 被害児童生徒への構え

いじめはどの集団でも、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害であるという認識に立って、いじめられた児童生徒を全面的に支援するという立場で問題の解決にあたる。

(3) 取組の主体

いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で課題を共有し、全力をあげて取組を進める。

(4) 学校・家庭・地域(市民)及び関係機関の連携・協力

児童生徒の健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するために、学校・家庭・地域(市民)及び関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に連携・協力して問題の解決にあたる。

(5) 児童生徒への支援・指導

児童生徒自らが、安全で安心して生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子どもの社会実現に努めることができるよう支援・指導を行う。

4 いじめの防止等に向けた役割と責任

子どものいじめの問題を防止するために、社会全体がいじめの起きない環境づくりに努めるとともに、いじめをいち早く察知し、的確な対処を行うことが極めて重要である。

そのために、市教育委員会と学校、家庭、児童生徒、地域(市民)及び関係機関等が果たすべきそれぞれの役割と責任を明確にする必要がある。

(1) 太宰府市

市は、国や県と協力しつつ、いじめの防止のための対策を策定及び推進し、これに必要な体制上、財政上の措置を講じなければならない。

(2) 学校

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づき、学校のいじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、市教育委員会と適切に連携しながら学校の実情に応じた対策を策定し推進しなければならない。

(3) 保護者

ア どの子ども、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、保護者の責任として、いじめに加担しない指導に努める。

イ いじめの被害にあったり、いじめに気づいたり等、いやなことや心配、不安、悩み等がある場合は、一人で悩まずに周囲の大人に相談するよう、子どもたちを見守る大人として、日頃から子どもたちに働きかける。

ウ いじめの防止等のため、学校はもとよりPTAや地域等との情報交換に努め、いじめの根絶に向けて相互に補完し合いながら協力して取り組む。

エ いじめに気づく、もしくは、いじめではないか心配な場合は、アンケートや電話等で速やかに学校や関係機関等に相談又は通報する。

(4) 児童生徒

ア 自分のよさや可能性を生かして自己実現に努めるとともに、他者に思いやりをもち、自ら主体的にいじめのない風土づくりに努める。

イ 身の回りでいじめに気づいたときは、見て見ぬふりをしたりをせずに、自分たちで解決しようとするだけでなく、身近な大人に必ず相談する。

(5) 地域（市民）及び関係機関

ア いじめの問題に関心をもち、子育ての積極的支援者として太宰府市の子どもが安全で安心して生活できる環境づくりに努める。

イ 子どもの成長や生活の様子に関心をもちいじめの兆候等に気づいたときは、関係の保護者や学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

ウ 地域（市民）は、地域行事等に子どもが主体的、積極的に参加できるように支援する。

エ 子どもの健全育成に関わる関係機関は、その役割を認識し、子どもの健やかな成長を願い、市教育委員会や学校等と連携していじめの根絶に努める。

第3章 いじめの防止等のために太宰府市が実施する施策

1 「市いじめ防止基本方針」の策定

(1) 「市いじめ防止基本方針」

市においては、国や県の基本方針を参考にして、いじめ防止基本方針を定める。本方針は、国や県と学校いじめ防止基本方針の結節点となり、各学校のいじめ防止等の取組の基盤となるものである。

(2) PDCAサイクルによる点検

「市いじめ防止基本方針」については、いじめの防止等に関して諸施策が機能しているのかどうか市教育委員会で検討を行い、改善を加えていくPDCAサイクルによって充実を図っていく。

(3) 公開

「市いじめ防止基本方針」については、市のホームページ等で積極的に公開し、本市のいじめ防止等に対する基本的な考え方、具体的な施策等について理解を図るとともに、広く協力を得るよう努める。

2 いじめの防止等のための組織等の設置

(1) 「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」の設置（法第14条第1項）

法第14条第1項（いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会設置の努力義務）に基づき、識見を有する者、臨床心理士、関係行政機関職員、PTA関係者、学校関係者及びその他教育委員会が必要と認めたものを構成員として、「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」を設置する。

本連絡協議会は、学校のいじめ問題等（いじめや暴力等の問題行動、不登校）の実態と取組等について共有し、いじめ問題等に関する機関・団体の連携推進及び連絡調整を行うとともに、いじめ問題等に対する対策や学校への支援等について協議する。

(2) 重大事態の対処の際の「サポート委員会」の設置（法第14条第3項に関連）

「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」（上記1（1））の専門委員会として、重大事態の発生・対処の際に、「サポート委員会」を設置する。「サポート委員会」は、いじめ問題等の重大事態に関する実態把握・分析・対応・その他必要な事項について、学校及び市教育委員会に対して助言等のサポート（支援）を行う。

なお、「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」ならびに「サポート委員会」は、「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会設置運営規則」に基づき、太宰府市教育委員会に設置する。

(3) 「太宰府市いじめ問題再調査委員会」（第三者委員会）の設置（法第30条2項）

重大事態の対処等の際に、必要に応じて、「太宰府市いじめ問題再調査委員会設置条例」に基づき、市長部局に附属機関として「太宰府市いじめ問題再調査委員会」（第三者委員会）を設置する。本調査委員会は、重大事態における学校及び市教育委員会の調査の妥当性に関する判断及び重大事態の再調査を行う。

3 いじめ防止対策推進法に基づく学校の実態・取組状況の把握と学校支援

(1) 月例報告及びアンケートの活用

市教育委員会は、毎月の「生徒指導上の諸問題に関する実態調査（月例報告）」ならびに、県が実施する年3回のアンケート調査を本市の方式による「いじめに特化した無記名アンケート」として本市立全小中学校で実施し、その調査結果と学校の対応状況を集約して、学校の実態・取組み状況を把握するとともに、学校への支援・指導を行う。

(2) 「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」の開催による情報共有と連携強化

年2回、定例会議を開催して、学校のいじめ問題等の実態と課題を共有し、いじめ問題等の防止・対応・解決のために、関係の機関・団体の連携強化を図る。

4 学校における組織等の設置に対する支援

「学校防止基本方針」の策定及び「校内いじめ防止対策委員会」等の設置に対して、学校が必要とする情報提供や地域内関係機関との連携体制の構築、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他識見を有する人材等の確保等の支援を積極的に行う。また、予算措置等の必要な措置を講じるものとする。

5 いじめを生まない教育活動の推進

「福岡県いじめ問題総合対策」（平成19年、福岡県教育委員会）や「いじめ対応の手引き」（平成25年、太宰府市教育委員会）を活用し、「豊かな人間性を育む教育活動の推進」「命の教育の推進」「人間関係・集団づくりの推進」「自立心と社会性を育てる体験活動の推進」「いじめ問題の今後の課題」等の視点に沿って、学校の全ての教育活動を通して、いじめを生まない取組を推進する。

6 いじめの早期発見

(1) 手引及びアンケートの活用

いじめの防止等に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（平成19年 福岡県教育委員会）の活用の徹底を図るとともに、毎月実施のいじめに関するアンケートの実施や教育相談の実施の徹底を図る。

(2) 報告体制の整備

いじめへの迅速で的確な対応を図るため、学校で認知したいじめに関する市教育委員会への報告体制の整備に努める。

7 いじめの早期対応

(1) 組織的指導体制の整備等

学校が実施するいじめに関するアンケート等の結果報告をもとに、学校が認知したいじめと

それに対する学校の対応等及び学校の「校内いじめ防止対策委員会」等の開催状況を市教育支援センターを中心として、把握・分析・整理し、学校に対して課題や改善策等を提起し、支援・指導を行う。

(2) インターネット上のいじめへの対応

「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）『いじめ』しない させない ゆるさない！」（福岡県教育委員会）を活用し、保護者等に「ネット上のいじめの防止等」の啓発に努めるとともに、学校における関係の機関や団体を活用した「ネット上のいじめの防止等学習」を推進する。

(3) 毅然とした組織的な指導の徹底

出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的な指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。

(4) 支援チームの派遣等

学校だけでは対処できない困難な事案に対しては、市教育委員会が市教育支援センター指導員や指導主事からなる支援チームを派遣するなどして積極的に学校を支援するとともに、必要に応じて県教育委員会や警察機関等と連携して対応する。

8 児童生徒理解と教育相談体制の整備

(1) 学校の相談機能の向上

いじめの防止等のために、県教育委員会と連携したスクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、学校の教育相談機能の向上と支援に努める。

(2) 通報及び相談を受ける体制の整備

「教育相談『子どもホットライン24』」相談窓口（福岡教育事務所）をはじめ、本市の関係部署の相談窓口等（市元気づくり課 子育て支援センター 家庭児童相談室等）と連携し、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

9 教職員研修の充実

(1) 校内研修の充実

いじめの問題等に関する教職員の識見と実践的指導力を高めるため、「いじめ対応の手引き」（太宰府市教育委員会）等を研修資料として活用するなどして、各学校における校内研修充

実のための支援を行う。

(2) 市主催研修の充実

生徒指導連絡協議会等、市教育委員会が主催して開催する研修内容に「いじめ問題等」を適宜盛り込む。

10 家庭・地域等への働きかけ

(1) 啓発活動の推進

県と連携し、いじめ等の相談窓口の紹介等を記載したリーフレットを配布するなどして、家庭への啓発活動を推進する。

(2) 関係団体等との連携

福岡県・太宰府市PTA連合会や各学校のPTA等、関係団体等と連携した取組の推進に努める。また、コミュニティ・スクールの機能を生かして学校・家庭・地域が連携した取組の推進にも努める。

11 適切な学校評価・教員評価

(1) 学校評価のとらえ方

学校評価の評価項目の中にいじめに関する評価を位置付けるよう指導を行う。評価については、いじめの多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に学校が、問題を隠さず、実態把握や対応をどのように行っているかを評価する。また、学校に対しては「学校いじめ防止基本方針」に位置付けられたP D C Aサイクルに基づいて学校評価を行うよう指導する。

(2) 学校評価への指導の観点

適切な評価項目であるか（「学校評価ガイドライン」を参照）、アンケートを用いるなどして適切に評価を行っているか、その結果を以後の取組に活かしているかという観点から学校への指導を行う。

第4章 いじめの防止等のために太宰府市立小中学校が実施する事項

学校は、国や県及び市教育委員会のいじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長の強力なリーダーシップの下、いじめの防止等及び解決のための校内組織を中核とした組織的・協働的な推進体制を確立し、学校の実情に応じた方策を着実に実施する。

1 法律に基づき学校が実施すべき事項の整理

- 家庭・地域・関係機関等との連携を図り、学校全体でいじめの防止等に取り組み、いじめに適切かつ迅速に対処する責務（法第8条）
 - 国や県、市町村のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための方策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」策定の義務（法第13条）
 - いじめの防止等のための道德教育や体験活動等の充実、いじめの防止等のために児童生徒が主体的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（法第15条）
 - いじめの早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童生徒の権利等を擁護する配慮（法第16条）
 - 教職員研修等、教職員の資質向上に必要な措置（法第18条）
 - インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動（法第19条）
 - 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置（法第22条）
 - いじめの通報に対する適切な対応と学校の設置者への報告（法第23条）
 - 校長及び教職員による加害生徒に対する適切な懲戒（法第25条）
- ※ 重大事態については、第5章に記載

2 「学校いじめ防止基本方針」の策定

（1）策定の基本的な考え方

「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」（法第13条）に基づき、各学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。これは、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、児童生徒の指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

なお、策定した基本方針については、ホームページまたは紙面による配付等により公表する。

（2）策定にあたっての留意事項

ア 学校運営協議会を活用して検討委員会を立ち上げる等、家庭や地域等の参画による基本方針の検討・策定が望まれる。このことが、学校・家庭・地域の連携及び協働による取組を推

進めるために極めて有効となる。

イ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童会生徒会を中心に、児童生徒の考えを取り入れ、いじめの問題の当事者となりうる子どもたちの主体的かつ積極的な参画が重要である。

ウ いじめの防止等の取組が学校の実態や実情に即して着実に行われているか、「校内いじめ防止対策委員会」等を中心に、PDCA サイクルで点検・評価を行い、より実効性の高い取組にするために、必要に応じて基本方針及び取組の見直しを行うことも基本方針に明記する。

エ いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるようにすることが必要である。

オ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定めるなど、具体的な取組を盛り込む必要がある。

カ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも検討する。

3 いじめの防止等のための学校の組織づくり

(1) 組織づくりの基本的な考え方

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする」（法第22条）に基づき、各学校にいじめ防止等の対策のための組織「校内いじめ防止対策委員会」等（組織の名称は各学校で決定）を置く。

これまで「福岡県いじめ問題総合対策」により、生徒指導主事または生徒指導担当者をいじめ問題対策コーディネーターとして「校内いじめ問題対策委員会」に校務分掌の組織として位置づけるとともに、「校内いじめ問題対策委員会」等を最低毎月1回開催し、いじめの防止等に取り組んできた。既存の「校内いじめ問題対策委員会」等の組織を活用し、いじめの防止等の取組をよりいっそう充実、深化させることが重要である。

また、学校と市教育委員会が協議し、組織の構成員に、心理・福祉の専門家や弁護士、医師、教員・警察官経験者等を必要に応じて加えることも必要である。

(2) いじめの防止等に対する中核としての「校内いじめ防止対策委員会」等の役割

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
(未然防止)
- イ いじめの通報・相談の窓口としての役割
- ウ いじめや問題行動等に係る情報の収集・記録・共有を行う役割
- エ いじめであるか否かの調査・協議・判断する役割
- オ 被害児童生徒への支援・加害児童生徒への指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
といった対応を組織的に実施する役割
(早期発見・事案対処)
- カ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な計画や取組の策定・実行・検証・改善
- キ いじめの防止等に係る校内研修の計画と実施
- ク 「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し
(「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組)

4 学校の取組状況の評価

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価の結果を「校内いじめ問題対策委員会」や学校関係者評価委員会において検討し、指導の改善を図るようとする。

評価を実施する際には、いじめ防止等のための取組について達成目標を設定することで、学校として取り組むべき事項の共通理解を図るようとする。

5 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報すべきものが含まれる。市教育委員会との速やかな連携を図りながら、警察等関係機関との連携を密にし、適切な対応を行うようとする。

6 学校の取組

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- ア 本市教育委員会作成の「いじめ対応の手引き」の「いじめを生まない教育活動展開編」を

参照し、学校はいじめの防止等に向けて、児童生徒の心が通い合うコミュニケーション能力を育み、規範意識をもって主体的に活動できるような授業づくりや集団づくりをめざす。

イ 児童生徒自ら、いじめを自分たちの問題として考え、いじめの防止等及び解決に対して主体的に取り組むことができるよう支援する。

ウ これまでの自校におけるいじめを生まない取組を精査し、いじめの防止等及び解決に対する取組のよりいっそうの充実・深化を図る。

(2) いじめの早期発見

ア 「いじめの早期発見・早期対応の手引」（福岡県教育委員会）及び「いじめ対応の手引き」（太宰府市教育委員会）等の活用の徹底を図り、児童生徒理解に努める。

イ 「福岡県いじめ問題総合対策」に則って「いじめに関するアンケートの毎月実施」を確実にを行うとともに、本市方式による年3回の「いじめに特化した無記名アンケート」を実施し、いじめ問題等の実態把握に努める。

「いじめに特化した無記名アンケート」の結果・分析・考察及びいじめに対する学校の対応等については、市教育委員会（市教育支援センター）に適時報告する。

ウ 「いじめに特化した無記名アンケート」の実施に併せて、全児童生徒対象の教育相談及び保護者アンケートを実施する。

エ アンケートや通報・相談等でいじめを認知した場合は、いじめであるという認識と危機感を持って、迅速に適切な措置を行い、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(3) いじめの早期対応

ア 「校内いじめ防止対策委員会」等の月1回開催の徹底を図るとともに、いじめの案件を特定の教職員で抱え込むことがないように、「校内いじめ防止対策委員会」等が中心となって対処する組織的指導体制を整備する。

イ いじめに関係する児童生徒の指導にあたっては、「いじめ対応の手引き」（太宰府市教育委員会）等を十分活用し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を願い、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

ウ 被害児童生徒の安全・安心の担保、擁護等のため、区域外通学や別室指導等の柔軟な対応についても配慮する。

エ 公立小中学校における出席停止制度等の適正な運用を行うとともに、毅然とした組織的指導の充実を図り、加害児童生徒への指導及び再発防止の徹底に努める。

オ 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、市教育委員会及び警察等関係機関とも連携し、いじめの問題の早期解決に努める。

(4) 児童生徒理解と教育相談体制の整備

ア いじめの問題等の早期発見・早期対応のため、教育相談を定期的・計画的に実施し、悩みや不安等の相談体制を整備するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談の機会を設けるなど、教育相談機能の充実を図る。

イ 「教育相談「子どもホットライン24」」相談窓口（福岡教育事務所）や、本市の相談窓口等（家庭児童相談室等）について、児童生徒及び保護者等に周知徹底し、いじめに関する通報や相談を受けるための体制を整える。

ウ 特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめ
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・ 性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童生徒
- ・ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(5) 教職員研修の充実

ア 「学校いじめ防止基本方針」や取組等について共通理解を深め、教職員のいじめの問題等に対する実践的指導力の向上を図るため、校内研修の充実に努める。

イ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成の目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること。

ウ 県教育センターのいじめの防止等に関する調査研究及び検証等に積極的に協力するとともに、「校内研修指導資料」（県教育センター）等を有効に活用する。

(6) 家庭・地域等への働きかけ

ア 「学校いじめ防止基本方針」の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、「学校いじめ防止基本方針」を、必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。

イ いじめの防止等に対する家庭の意識を高め、家庭生活を通して子どもの規範意識を養うことができるよう、いじめの防止等に関するリーフレットの配付やPTA教養講座等の啓発活動を推進する。

ウ 県及び市PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組や、事業者等による地域見守り活動等と連携した取組の推進に努める。

エ 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの取組として、「学校運営協議会」等を活用し、いじめ問題等の解決など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7) 適切な学校評価・教員評価

ア いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、自校がどのように実態を把握し対応したか、取組を評価する。

イ 学校評価については、アンケート等を用いて適切に行い、結果については以後の取組に活かす。

(8) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と捉えない。いじめが解消されている状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とすること）

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性は十分にある。いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については引き続き、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（法第28条第1項）

注1 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対し行われるいじめにあることを意味する。

注2 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例) a 児童生徒が自殺を企図した場合
b 身体に重大な傷害を負った場合
c 金品等に重大な被害を被った場合
d 精神性の疾患を発症した場合

注3 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

但し、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが望ましい。

注4 児童生徒や保護者からいじめ問題等により、重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、その時点で学校及び市教育委員会が「重大事態といえるのか」「重大事態がいじめによるものであるのか」判断が難しい事案であっても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたらなければならない。

2 重大事態の対処として実施すべき事項

(1) 市が実施すべき事項（法律事項の整理）

<市長>

- ア 学校からの重大事態発生の報告を受け、必要があると認めるときは、再調査を実施
(法第30条第2項)
- イ 重大事態について再調査を行った場合、結果を市議会に報告(法第30条第3項)
- ウ 重大事態の再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を実施
(法第30条第5項)

<市教育委員会>

- ア 重大事態について学校の設置者が調査を行う場合の学校の設置者の下の組織の設置と事実関係の調査(法第28条第1項)
- イ 学校の設置者が調査を行った場合の関係児童生徒・保護者へ情報提供(法第28条第2項)
- ウ 学校が調査を行う場合の学校の調査への指導・支援(法第28条第3項)
- エ 重大事態の発生にともなう市長への報告(法第30条第1項)
- オ 重大事態への対処及び再発防止のための措置(法第30条第5項)

(2) 学校が実施すべき事項(法律事項の整理)

- ア 重大事態について学校が調査を行う場合、調査組織の設置と事実関係の調査
(第28条第1項)
 - イ 学校が調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供(法第28条第2項)
 - ウ 重大事態の発生にともなう市教育委員会を通じた市長への報告(法第30条第1項)
- ※ 「いじめ対応の手引き」(太宰府市教育委員会)を参照のこと。

3 重大事態の報告

学校は重大事態と考えられる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は重大事態の発生及び内容について、市長及び「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」(第3章1(1))及び専門委員会「サポート委員会」(第3章1(2))を開催し報告する。

4 重大事態についての調査の趣旨及び調査を行うための組織

(1) 市教育委員会における組織

- ア 市教育委員会が調査の主体となる場合、調査を行うための組織は、「市いじめ問題等対策連

絡協議会」及び「サポート委員会」を調査のための組織とすることができる。ただし、必要に応じて、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者を加えることも検討する。

イ 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者とし、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 学校における組織

ア 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「校内いじめ防止対策委員会」等を母体とし、市教育委員会及び県教育委員会と連携して、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして組織する。(法第22条)

イ 学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。(法第28条第3項)

ウ 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者とし、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

5 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至ったいじめの行為について、発生時期、加害者、いじめの態様、その背景・事情と問題点、その時の学校（教職員）の対応等の視点から事実関係を明確にする。

留意点として、因果関係の特定を決して急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、この調査は訴訟や責任追及を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合い、当該事態への対処及び同種の事態の発生を防止するためのものである。

したがって、学校及び市教育委員会に例え不都合なことがあったとしても、市長及び「いじめ問題等対策連絡協議会」「サポート委員会」に対し、調査結果を積極的に報告・提供する。

(1) 被害児童生徒から聴き取りが可能な場合

ア まず、被害児童生徒から十分に聴き取るとともに、他の児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。この際、被害児童生徒の実情や立場を十分に配慮し、被害児童生徒を守ることを最優先とする。

イ 調査により明白になった事実関係をもとに、加害児童生徒への指導を徹底し、いじめの行為を止めることに全力を尽くす。

ウ 被害児童生徒に対しては、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(2) 被害児童生徒から聴き取りが不可能な場合

ア 入院や死亡等により、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分踏まえたうえで、今後の調査について協議し、迅速に調査に着手する。

イ 在籍児童生徒及び教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

(3) 自殺という事態が起こった際の背景調査とその留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点からも、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童生徒がいじめられていた疑いがあると考えられた場合、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、調査の目的や調査を行う組織、調査の期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表などについて、できる限り遺族と合意しておく。

オ 調査を行う組織については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者で組織し、事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とすることで、調査の公平性・中立性を確保する。

カ 背景調査においては、一部の偏りのある資料だけで分析評価を行わず、偏りのない資料や情報を多く集め、総合的に分析評価を行う。

キ 学校が調査を行う場合、市教育委員会は必要な指導及び支援を行うものとする。

ク 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮の上、正確で一貫した情報提供を行

う。初期の段階で「いじめが要因ではない」等の決めつけた発信をしない。

ケ 教育委員会は、自殺に関する報道等について、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、積極的に報道機関に協力を求める。

6 事案の重大性を踏まえた対応

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は学校と十分な協議のうえ、加害児童生徒等に対して、必要に応じて出席停止措置の検討や、被害児童生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、弾力的な対応を検討することも必要である。

7 調査結果の提供及び報告

(1) 被害児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」（法第28条第2項）

このことを踏まえ、学校及び市教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行なわれ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童生徒やその保護者に説明を行う。

なお、この情報の提供にあたっては、適宜、適切な方法で経過報告を行うようにする。特に、以下の点について留意する必要がある。

ア 他の児童生徒等、関係者のプライバシー保護や個人情報に十分配慮し、適切に情報提供を行う。但し、過度に個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

イ 質問紙調査により得られた結果資料については、被害児童生徒やその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要である。

ウ 市教育委員会は、学校が主体となって調査を行う場合であっても、その情報提供の内容・方法・時期等について、必要な指導及び支援を行うなど適切に対応を行う。

(2) 調査結果の報告

学校は、調査結果について、市教育委員会を通じて、本市長及び県教育委員会に報告しなければならない。

上記（１）の説明の結果を踏まえて、被害児童生徒またはその保護者が市教育委員会に対して再調査を希望した場合は、市教育委員会は被害児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、学校及び市教育委員会の調査結果報告に添えて市長に送付、報告する。

8 調査結果を受けた再調査及び措置

（１）再調査について（市長部局に付属機関を設置して行う再調査）

「前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。」（法第３０条第２項）により、上記７（２）のとおり、被害児童生徒またはその保護者から再調査の依頼があった場合において、市長が必要であると認めるときは、「太宰府市いじめ問題再調査委員会設置条例」に基づき、「太宰府市いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を実施する。

（２）再調査を踏まえた措置等

市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、指導主事や関係諸機関の専門家の派遣による重点的な支援、及び生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など、人的体制の強化、心理や福祉の専門家の追加配置等、県教育委員会と協議し適切な支援を行う。

○太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会規則

平成 26 年 9 月 29 日

教委規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置することにより、いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図り、もって、いじめ問題等に係る対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 連絡協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項に関すること。
- (2) 当該機関及び団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) いじめ問題等の防止対策に関すること。
- (4) 太宰府市立小中学校におけるいじめ問題及び暴力等の問題行動(以下「いじめ等問題行動」という。)への対応策支援に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡協議会は、10 名以内の委員を持って組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 臨床心理士
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) PTA 関係者
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 連絡協議会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(サポート委員会)

第7条 連絡協議会は、いじめ等問題行動について対応策支援を行うため、専門的委員によるサポート委員会を置くことができる。

- 2 サポート委員会に属すべき専門的委員は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 サポート委員会は、教育委員会の要請に応じ、次に掲げる事項について助言等支援を行うものとする。

(1) いじめ等問題行動の実態把握及び分析

(2) いじめ等問題行動の対応策

(3) その他必要な事項

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の規定に基づき、太宰府市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査に関すること。
- (2) その他市長が重大事態への対処等のため必要があると認める調査に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、7 人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する調査に必要な期間とし、市長が別に定める。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又

は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。